

保険料等充当交付金の再計算について

平成18年1月

平成 18 年度の保険料等充当交付金の再計算について

1. 保険料等充当交付金制度の創設

規制緩和策の一環として平成 13 年度末に自賠責保険政府再保険制度を廃止。

再保険廃止時の累積運用益（約 1 兆 9,400 億円）については、同年に成立した改正自動車損害賠償保障法において、以下の 2 本柱にバランス良く配分すると決定された。

- ① ユーザーに還元することによる保険料負担の軽減
- ② 被害者救済対策等の安定的な実施

①に充てる財源としては、累積運用益の 20 分の 11（約 1 兆 700 億円）が配分された。

再保険廃止前は、保険金支払が保険料を上回る赤字料率（平成 9 年以降は保険金支払／保険料が約 130%の料率）を採用し、赤字部分に累積運用益を補填して再保険金を支払うことでユーザー還元を実施してきたところであるが、再保険廃止後は、再保険金支払いを通じたユーザー還元が行えないため、保険料等充当交付金制度を創設した。

また、平成 16 年度までそれまでのユーザー負担額を維持するのに必要な保険料等充当交付金を交付しても一定の残額が予定されたため、平成 17 年度以降の 3 年間もこれを用いて一定の交付金を交付することとし、平成 19 年度末までの 6 年間の保険契約について、予算の範囲内で交付金を交付することとされた。

2. 保険料等充当交付金の交付方法の考え方



- (1) 再保険廃止時の方針は、「当初 3 年間は厚めに交付し、従来のユーザー負担額維持に必要な交付金を交付することにより、急激な保険料負担額の増加を防止する」ことであった。
- (2) 自賠責保険料については、平成 9 年の保険料改定時に、平成 16 年度までは同一のユーザー負担額（例えば自家用乗用自動車 24 ヶ月契約で 27,600 円）を維持するとされており、これを尊重することとした。
- (3) 平成 17 年度末までに約 7,300 億円を保険料等充当交付金としてユーザーに還元予定。また、平成 13 年度末までに締結された保険契約のうち、平成 14 年度以降も再保険期間とするもの（例えば新車で最大 37 ヶ月）に係る赤字料率分は、従前どおり累積運用益を充てる必要があり、これに約 1,300 億円を要する。さらに、平成 14 年度以降に支払う再保険金支払い総額は予測より増加していることに伴う費用が約 1,300 億円必要であるため、今後 2 年間で交付可能な総額は約 800 億円と見込まれる。

3. 平成 18 年度の交付金の水準

平成 17 年度以降においては、2（1）の方針を踏まえ、後半 3 年間においても前半に厚めに交付することで交付金廃止後におけるユーザーの負担感ができるだけ小さいものとなるようにしたところ。

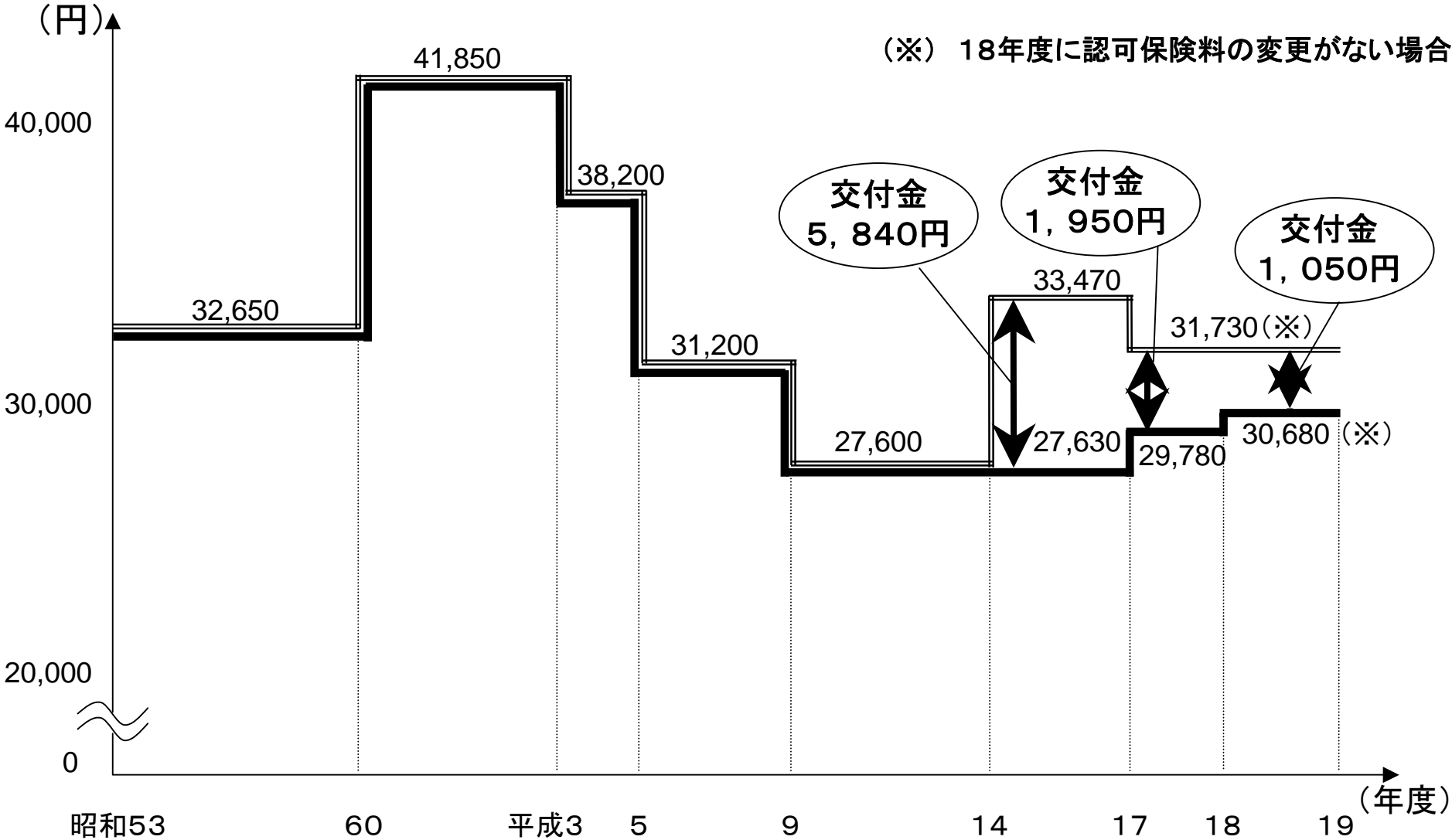
このため、平成 14 年度から 16 年度においては、5,840 円（自家用乗用自動車 24 ヶ月契約、以下同じ。）を交付して従来のユーザー負担額的水準を維持し、平成 17 年度は 1,950 円を交付しているところ、平成 18 年度は 1,050 円、総額約 400 億円を交付することとしたい。交付金交付の最終年度である平成 19 年度は今後の再保険金及び交付金の支出状況に基づいて、再度計算したうえ、確定することとしたい。

自賠責保険料の推移

認可保険料 
 ユーザー負担額 

額は自家用乗用車2年契約のケース

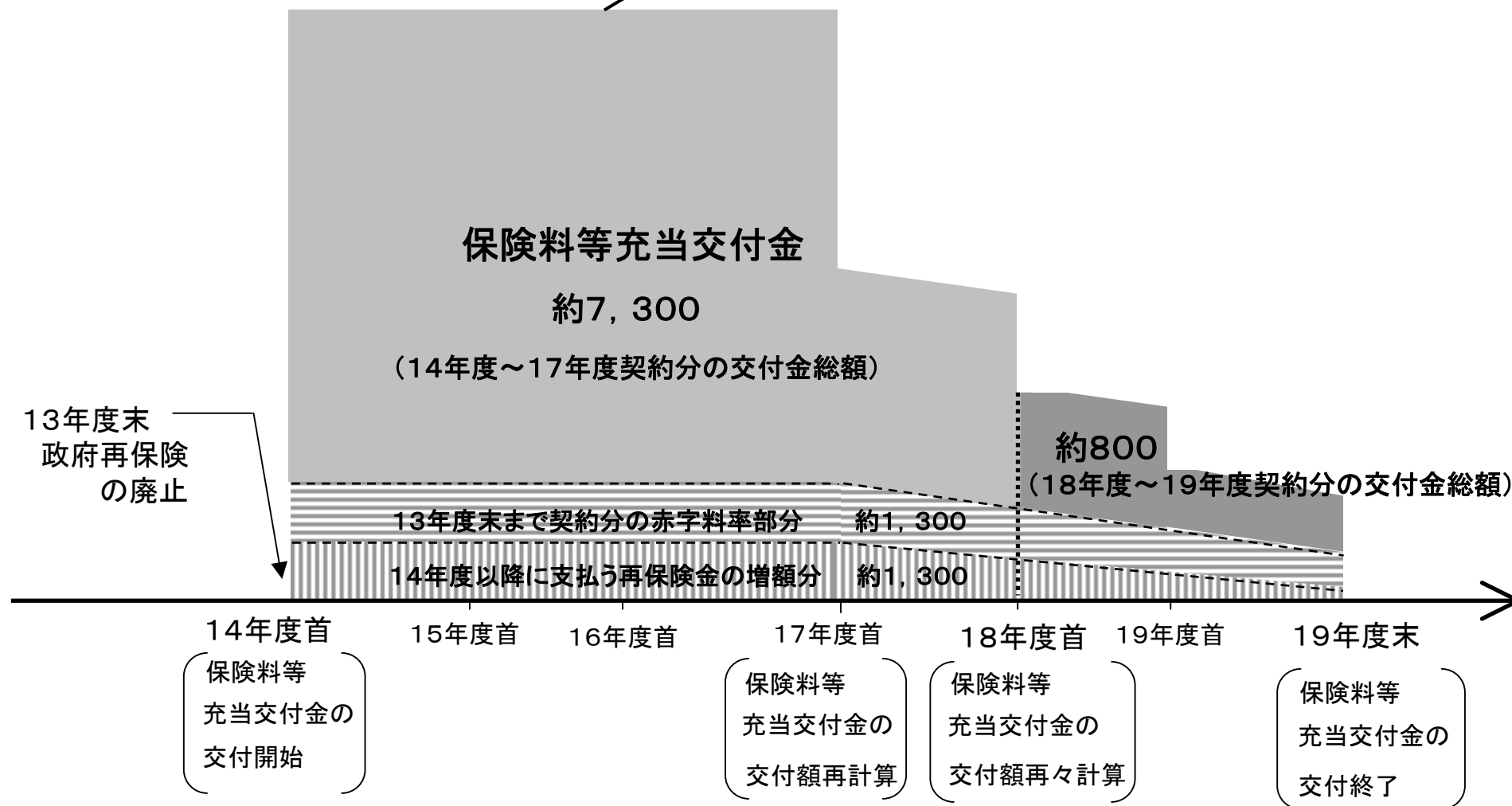
(※) 18年度に認可保険料の変更がない場合



保険料等充当交付金勘定に配分された運用益の用途 (単位:億円)

配分総額 約10,700

(=約7,300+約800+約1,300+約1,300)



※1 平成14年度首から平成16年度末までの再保険金の支払額は、約1兆2,100億円

※2 平成14年度に再保険金の支払に充てる支払備金約7,000億円及び未経過再保険料約4,100億円を計上

平成18年度の保険料等充当交付金額（予定）

平成18年度の保険料等充当交付金額は、以下を予定している。

車 種		現 行 (A)	18年度 (B)	変更額 (A)－(B)
自家用乗用車		1,950円	1,050円	900円
営業用乗用車 (タクシー)	A	8,470円	4,530円	3,940円
	B	6,660円	3,560円	3,100円
普通貨物営業用車 (2t超)		4,960円	2,650円	2,310円
乗合営業用車 (バス)		4,520円	2,420円	2,100円

註：自家用乗用車は24ヶ月契約、他は12ヶ月契約。

タクシーのAは、東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市等の大都市圏に使用の本拠があるものを例示。Bは、これら以外の地域に使用の本拠があるものを例示。